

○果樹共済基準収穫量等設定準則

(平成三十年三月二十八日農林水産省告示第六百五十号)

(最終改正…令和四年三月二日農林水産省告示第五百十三号)

農業保険法施行規則(平成二十九年農林水産省令第六十三号)第三百三十二条及び同令第三百三十三条において準用する同令第九十八条第二号の規定に基づき、果樹共済基準収穫量等設定準則を次のように定める。

果樹共済基準収穫量等設定準則

第一 基準収穫量

1 農業保険法(昭和二十二年法律第八十五号。以下「法」という。)第一百五十一条第一項の基準収穫量(以下「基準収穫量」という。)は、次の各号に掲げる引受方式(農業保険法施行規則(以下「規則」という。))第百十九条第一項(規則附則第十一条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))に規定する引受方式をいう。以下同じ。)に依り、当該各号に定める数量とする。

一 全相殺減収方式(規則第百十九条第一項第一号に規定する全相殺減収方式をいう。以下同じ。)、全

相殺品質方式（同項第二号に規定する全相殺品質方式をいう。）及び果樹共済標準収穫量等設定準則（平成三十年三月二十八日農林水産省告示第六百四十九号。以下「標準収穫量準則」という。）第一第六項第二号の規定により標準収穫量（法第四百四十八条第一項第一号の標準収穫量をいう。以下同じ。）を定めた半相殺方式（規則第百十九条第一項第三号に規定する半相殺方式をいう。以下同じ。）（特定危険方式（規則附則第十三条第一項に規定する特定危険方式をいう。以下同じ。）を除く。）隔年結果のない共済目的の種類にあつては標準収穫量、隔年結果のある共済目的の種類にあつては標準収穫量に組合員等（法第十条第一項に規定する組合員等をいう。以下同じ。）ごと及び類区分等（標準収穫量準則第一第一項に規定する類区分等をいう。以下同じ。）ごとの収穫量変動係数（過去六年間における各年の単位面積当たり収穫量及び過去五年間における各年とその各前年との単位面積当たり収穫量の差を勘案して、隔年結果の状況を表す係数として組合等（法第十一条第一項に規定する組合等をいう。以下同じ。）が定める数をいう。以下同じ。）を乗じて得た数量

二 標準収穫量準則第一第五項第一号の規定により標準収穫量を定めた全相殺減収方式又は標準収穫量準則第一第一項第三号若しくは第六項第一号の規定により標準収穫量を定めた半相殺方式（特定危険方式

を除く。) 標準収穫量準則第一第一項第三号に規定する樹園地別標準収穫量に、園地条件指数(樹園地ごと及び類区分等ごとに、標準収穫量準則第一第二項に規定する標準収量表の設定の基礎となった平均的な園地条件の程度に対する当該樹園地の園地条件の程度の比として組合等が定める指数をいう。以下同じ。)及び肥培管理指数(樹園地ごと及び類区分等ごとに、当該標準収量表の設定の基礎となった平均的な肥培管理の程度に対する当該樹園地の肥培管理の程度の比として組合等が定める指数をいう。以下同じ。)を乗じて得た数量(隔年結果のある共済目的の種類にあつては、当該数量に隔年結果指数を乗じて得た数量(樹園地ごと及び類区分等ごとに、標準収穫量準則第一第一項第三号に規定する樹園地別標準収穫量に對する当該樹園地のその年産の隔年結果の状況により見込まれる収穫量の比として組合等が定める指数をいう。以下同じ。)を乗じて得た数量)を、組合員等及び類区分等につき合計して得た数量

三 標準収穫量準則第一第一項第三号又は第六項第一号の規定により標準収穫量を定めた樹園地方式(特定危険方式を除く。) 標準収穫量準則第一第一項第三号に規定する樹園地別標準収穫量に、園地条件指数及び肥培管理指数を乗じて得た数量(隔年結果のある共済目的の種類にあつては、当該数量に隔年結果指数を乗じて得た数量)

四 標準収穫量準則第一第六項第二号の規定により標準収穫量を定めた樹園地方式（特定危険方式を除く。）
（標準収穫量（隔年結果のある共済目的の種類にあつては、標準収穫量に組合員等ごと及び類区分等ごとの収穫量変動係数を乗じて得た数量）を結果樹面積、植栽本数、樹齢等を勘案して樹園地ごとに配分して得た数量

五 半相殺方式（特定危険方式に限る。） 樹園地ごと及び類区分等ごとの着果数（摘果終了時（一般に摘果を行わない果樹にあつては、開花後着果の状況が明確になる時期）において当該樹園地及び当該類区分等につき着果している当該年産の果実の数をいう。以下同じ。）に平均果実重（その地域における代表的な集出荷施設の過去二年間における出荷実績等に基づき、組合等が類区分等ごとに定めた果実の重量をいう。以下同じ。）を乗じて得た数量（その数量が次に掲げる収穫量を下回る場合にあつては、当該収穫量）を、組合員等及び類区分等につき合計して得た数量

イ 標準収穫量準則第一第一項第三号又は第六項第一号の規定により標準収穫量を定めた場合にあつては、標準収穫量準則第一第一項第三号に規定する樹園地別標準収穫量

ロ 標準収穫量準則第一第六項第二号の規定により標準収穫量を定めた場合にあつては、標準収穫量を

結果樹面積、植栽本数、樹齡等を勘案して樹園地ごとに配分して得た数量

六 樹園地方式（特定危険方式に限る。） 樹園地ごと及び類区分等ごとに、着果数に平均果実重を乗じて得た数量（その数量が前号イ又はロに掲げる収穫量を下回る場合にあつては、当該収穫量）

七 標準収穫量準則第一第五項第二号の規定により標準収穫量を定めた全相殺減収方式又は地域インデックス方式（規則第百十九条第一項第四号に規定する地域インデックス方式をいう。以下同じ。） 標準収穫量準則第一第一項第四号の組合等が定める単位面積当たりの標準的な収穫量に、統計単位地域ごと及び類区分（法第百四十八条第一項に規定する収穫共済の共済目的の種類をいう。以下同じ。）ごとの当該組合員等の栽培面積及び同項の樹齡構成係数を乗じて得た数量（隔年結果のある共済目的の種類にあつては、当該数量に統計単位地域ごと及び類区分ごとの収穫量変動係数を乗じて得た数量）

2 前項第二号及び第三号の規定により組合等が定める半相殺方式及び樹園地方式の基準収穫量は、当該基準収穫量を組合等ごと及び類区分ごとに合計して得た数量が、当該基準収穫量の算定の基礎となつた標準収穫量を組合等ごと及び類区分ごとに合計して得た数量の百分の百十に相当する数量を超えない範囲内となるように定めなければならない。ただし、あらかじめ、特定組合等（法第二百条に規定する特定組合等

をいう。以下同じ。) 以外の組合等にあつては当該組合等が属する都道府県連合会(法第十一条第二項に規定する都道府県連合会をいう。以下同じ。)に、特定組合等にあつては農林水産大臣に協議し、その同意を得た場合は、この限りではない。

3 都道府県連合会は、前項ただし書の同意をしようとする場合は、農林水産大臣に協議し、その同意を得なければならない。

第二 樹園地別基準収穫量

規則第三百三十一条第三号に規定する樹園地別基準収穫量(以下「樹園地別基準収穫量」という。)は、次の各号に掲げる引受方式に応じ、当該各号に定める数量とする。

一 標準収穫量準則第一第一項第三号又は第六項第一号の規定により標準収穫量を定めた半相殺方式及び樹園地方式(特定危険方式を除く。) 標準収穫量準則第一第一項第三号に規定する樹園地別標準収穫量に、園地条件指数及び肥培管理指数を乗じて得た数量(隔年結果のある共済目的の種類にあつては、当該数量に隔年結果指数を乗じて得た数量)

二 標準収穫量準則第一第六項第二号の規定により標準収穫量を定めた半相殺方式及び樹園地方式(次号

に掲げるものを除く。) 標準収穫量(隔年結果のある共済目的の種類にあつては、標準収穫量に組合員等ごと及び類区分等ごとの収穫量変動係数を乗じて得た数量)を、結果樹面積、植栽本数、樹齡等を勘案して樹園地ごとに配分した数量

三 半相殺方式及び樹園地方式(特定危険方式に限る。) 樹園地ごと及び類区分等ごとの着果数に平均果実重を乗じて得た数量(その数量が、標準収穫量準則第一項第三号又は第六項第一号の規定により標準収穫量を定めた場合にあつては第一号に掲げる数量を、同項第二号の規定により標準収穫量を定めた場合にあつては前号に定める数量をそれぞれ下回る場合にあつては、当該第一号又は前号に掲げる数量)

第三 災害収入共済方式に係る支払の基準となる収穫量

1 規則第三百三十三条において準用する規則第九十八条第二号の組合等が定める数量は、過去五年間(隔年結果のある共済目的の種類にあつては、過去六年間)における次に掲げる資料のいずれかを基礎として果実の年産ごと、組合員等ごと及び類区分ごとに組合等が定める単位面積当たりの標準的な収穫量に、当該組合員等の当該類区分に係る栽培面積及び基準品質指数を乗じて得た数量(隔年結果のある共済目的の種

類にあつては、当該数量に組合員等ごと及び類区分ごとの収穫量変動係数を乗じて得た数量）とする。

一 標準収穫量準則第二第一号に掲げる金額を基礎として基準生産金額（法第四百四十八条第三項の基準生産金額をいう。以下同じ。）を定めた場合にあつては、当該組合員等からその生産した果実について加工若しくは販売の委託又は売渡しを受けた者の当該委託又は売渡しに係る資料

二 標準収穫量準則第二第二号に掲げる金額を基礎として基準生産金額を定めた場合にあつては、規則第八十七条第三項第二号に規定する青色申告書及びその関係書類

2 前項の基準品質指数は、同項第一号に掲げる資料を基礎として同項の単位面積当たりの標準的な収穫量を定めた場合にあつては第一号に掲げる指数、同項第二号に掲げる資料を基礎として同項の単位面積当たりの標準的な収穫量を定めた場合にあつては第二号に掲げる指数とする。

一 当該組合等の区域内において過去二年間に収穫された当該類区分に係る果実の平均的な単位数量当たり価格に対する当該組合員等が当該二年間に収穫した当該類区分に係る果実の単位数量当たり価格の比として当該組合等が定める指数

二 当該申込者が過去五年間に収穫した当該類区分に係る果実の品質の程度として当該組合等が定める指

数

第四 関係機関の助言等

組合等は、基準収穫量、樹園地別基準収穫量又は規則第百三十三条において準用する規則第九十八条第二号の組合等が定める数量を定めるに当たり必要があるときは、地方農政局統計部、北海道農政事務所統計部、沖縄総合事務局農林水産センター、沖縄総合事務局農林水産部その他国の関係機関の助言等を受けるものとする。

附則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

附則 (平成三〇年一〇月一九日農林水産省告示第二三二二号)

この告示は、公布の日から施行する。

附則 (令和四年三月二日農林水産省告示第五百十三号) (抄)

(施行期日)

1 この告示は、令和四年四月一日から施行する。

(収獲共済に関する経過措置)

3 この告示による改正後の平成三十年三月十四日農林水産省告示第五百四十号、果樹共済損害認定準則、果樹共済標準収獲量等設定準則及び果樹共済基準収獲量等設定準則の規定は、施行日以後に共済責任期間が開始する収獲共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係から適用するものとし、施行日前に共済責任期間が開始する収獲共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、なお従前の例による。